

平成 27 年度福岡県農林水産物ブランド化推進協議会事業  
「中食産業等と連携した福岡県産農林水産物を使用した商品開発による P R」  
業務委託仕様書

1 委託事業の目的

福岡県産農林水産物のブランド化を促進するため、福岡県農林水産物ブランド化推進協議会（以下、「協議会」という）が主体となって実施する認知度向上対策の一環として、中食産業等と連携した県産農林水産物を使用した商品の開発・販売・P Rを行うことで、福岡県産農林水産物の認知度を高めることを目的とした提案を募集するもの。

2 委託業務の内容

(1) 委託事業名

中食産業等と連携した福岡県産農林水産物を使用した商品開発による P R

(2) 委託期間

契約締結の日から平成 2 8 年 3 月 1 5 日まで

(3) 委託業務内容

- ・コンビニやデパート等で販売される弁当、惣菜、パン類、菓子類等や、食品会社で開発・製造・販売する商品において、対象品目<sup>※1</sup>を中心とした福岡県産農林水産物をメイン食材として使用する商品を開発してください。

※1 対象品目（福岡県の主な農林水産物）

いちじく「とよみつひめ」、米「元気つくし」、「博多和牛」、「はかた地どり」、  
「博多ぶなしめじ」、「福岡のり」、「牡蠣」、「とらふぐ」、「カナトフグ」、  
「いか（一本槍）」、「豊前本ガニ」、「博多なす」、みかん「北原早生」など  
（その他、可能な限り広く福岡県産食材を使用）

- ・開発する商品は、使用品目のブランド名（例：博多とよみつひめ、博多なす、元気つくし等）を冠した商品名をつけ、店頭などで当該品目の認知度が高まるような広報（P R）を行い、販売するものとします。
- ・開発・販売する商品数は 1 商品以上を目安とし、福岡の新しい名物となるような新商品を開発してください。
- ・開発する商品の販売期間は、1 か月以上を目安とします。  
（販売期間が目安よりも短い場合は、開発・販売商品数が多くなるようにしてください）

- ・販売店舗において、開発商品を中心とした福岡県産農林水産物フェアのような形態（例：福岡県産農林水産物を使用した商品を集めたコーナーの設置等）で販売可能であれば、実施をお願いします。

(4) 実施期間

契約締結後～平成28年2月中までの任意の期間（通算期間1か月以上）

(5) 事業実施報告書の作成

事業の実施内容を記載した事業実施報告書の作成

（正本1部、副本1部のほか、電子データにより提出してください）

3 契約上限額

金1,620,000円（消費税及び地方消費税を含みます）

4 業務実施上の条件

- (1) 福岡県産農林水産物をメイン食材として使用する商品の内容については、企画案を基に、協議会事務局と十分協議の上、決定すること。
- (2) 業務の執行にあたっては、協議会事務局及び関係機関との連携を密にして遂行すること。
- (3) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、他人に漏らさないこと又は他の目的に使用しないこと。
- (4) 業務上の成果品に係る著作権は、原則として協議会に帰属することとし、受託者に著作権が留保される場合であっても、協会が業務遂行に必要な限りにおいて成果品を利用できるよう努めること。
- (5) 委託料には、業務に係る経費（人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、謝金、保険料等）の一切を含むものとする。
- (6) 提案にあたっては、開発・販売を想定する商品の内容等について、具体的に記載してください。  
（製造者、販売場所（店舗数）、使用する品目名、販売にあたってのPR方法等）